

メルボルン商工会議所会則案 変更箇所リスト

	現行	日本語修正案	変更理由
第1条	2項 本会議所の目的は以下の通りである： (a) 経済活動の健全な発展を図り、所属会員の共通の利益を増進すること。 (b) 日豪経済の進展に資すること。 (c) 本会議所理事会が適当であると判断する本会議所の目的の為に、資金調達を図ること。 (d) 上記諸目的の達成を増幅、又は、その達成に資するあらゆることの遂行。	本会議所の目的は、経済活動の健全な発展を図り、日豪経済の進展に資することである。 (c) と(d)は削除	(c)以下は不要と判断、簡素化
会員 第3条	1項 本会議所の会員は、ヴィクトリア州およびその周辺（南オーストラリア州、タスマニア州並びに理事会が都度決定するその他の地域）において商業活動を行う法人であり、入会にあたり本会の活動における使用言語が日本語であると受諾する以下の者から成る。 (a) 普通会員 (b) 準会員	本会議所の会員は、ヴィクトリア州、および理事会が都度決定するその他の地域で商業活動を行う法人または駐在員事務所とし、以下の者から成る。 本会議所で使用する言語は日本語とする。 (a) 普通会員 (b) 準会員	「理事会が都度決定するその他の地域」の文言でVIC州以外はカバーできるため簡素化。 使用言語が日本語であることは第3条2項で明記、「受託」は不要。 駐在事務所を追加。
	2項 普通会員は、以下の者から成る。 (a) 日系法人（本邦企業の子会社、支店等、直接・間接に本邦企業が設立しあるいは経営上支配している法人） (b) 邦人代表者・邦人連絡担当者が所属する非日系法人。	普通会員は、本規則の定めに従い、本会議所の趣旨に賛同し、会の運営への主体的取組みを通じて、発展に主体的に貢献する意思を有する者から成る。普通会員は選挙権および議決権を有する。	会員のカテゴリズに日系・非日系を適用すること現状にそぐわないため変更。
	3項 準会員は、その他理事会が承認する (a) 普通会員に該当しない法人 (b) 準会員を希望する法人 から成る。 この準会員は選挙権、並びに議決権を有さないが、理事会が決定したその他の権利を有し得る。	準会員は、本規則の定めに従い、本会議所の趣旨に賛同し、発展に貢献する意思を有し、且つ、準会員を希望する者から成る。この準会員は選挙権、並びに議決権を有さないが、理事会が決定したその他の権利を有し得る。	簡略化
	4項 本会議所の議決権を有する会員は、以下の資格を有する。 (a) 本会則に規定された方法および時期に総会および特別決議案の通知を受領する。 (b) 総会において検討すべき事項を提起する。 (c) 総会に出席し、発言する。 (d) 総会において投票する。		英語版のみ訂正あり
第4条	会員加入の申し込みは次に掲げる手続きによってなされるものとする。 (a) 申し込みは書面によって、 (b) 理事会が随時定め承諾する書式においてなされ、 (c) 理事1名以上の紹介を付して (d) 理事会に提出されること。	会員加入の申し込みは次に掲げる手続きによってなされるものとする。 申し込みは理事会が随時定め承諾する書面によってなされ、理事1名以上の紹介を付して理事会に提出されること。	(b)~(d)をまとめた
第6条	各会員は、その任命された代表者一名のみが、その会員を代表し本会議所の全総会に出席し投票する権利を有し総体的にその会員を代表し会員としての全ての権利を行使することを条件に、複数の代表者を有し得る。会員は自らの裁量によってその代表者の任命を取り消しその後任者を任命することができる。	普通会員及び準会員は総会の開催通知を受け、[本会議所の施設を使用することができ、]本会則に従い経済的責任を負う。普通会員は総会での投票権を有する。 (意図的に削除)	総会の通知を受け取る権利は第3.4条で扱われており、金銭的義務は第12~14条で想定されているため、この条項は削除してもよいと考える。
新第8条	2項 紛争の当事者は、紛争中の問題につき会議を持って討議し、できれば紛争が全当事者の知るところとなった後14日以内に紛争を解決しなければならない。	紛争の当事者は、紛争中の問題につき会議で討議し、紛争が全当事者の知るところとなった後14日以内に紛争を解決すべく最善の努力を払う。	表現を簡潔に修正
	5項 本会議所の会員は調停人となることができる。	(5項) 削除	不要と判断
	7項 (a) 調停人は、調停を行うにあたり、 (a) 調停過程において当事者に発言のあらゆる機会を与え、 (b) 当事者が提出したいかなる文書も全当事者が十分な考慮を払うことを可能とし、 (c) 調停過程を通して紛争当事者に公正な正義が認められるようにしなければならない。 9項 調停人は紛争を判定してはならない。	調停人は、調停過程において当事者にあらゆる発言の機会を与え、当事者が提出したいかなる文書も開示し、公正な調停の実現に最善の努力を払わなければならない。 (9項) 削除	(a)から(c)をまとめて簡素化 不要と判断

(会員の登録) 新第9条	事務局長は各会員の氏名、住所および理事会の定めるその他の事項を記載した会員名簿を作成し、これを保管する。会員は名簿を事務局において閲覧することができる。	事務局長は各会員の氏名、住所、種類、会員になった日および理事会の定めるその他の事項を記載した会員名簿を作成し、これを保管する。会員は名簿を閲覧することができる。	名簿はソフトコピーであるため「事務局において」を削除
(部会) 新第10条	2項 各部会は以下の通りである。 金属部会 食糧部会 金融部会 機械部会 繊維物資部会 運輸部会 化学部会 自動車部会	(2項) 削除	現状部会はないため削除
	新2項 いかなる部会の新設および/または廃止は総会において会員の議決を経てこれを決定する。	いかなる部会の新設、廃止、および運営方法については理事会の議決を経てこれを決定する。	総会では年に1回しか機会がないため理事会に変更
	5項 各部会費はその会員により徴収され、それらの費用の各会員への割当は理事会により決議されるものとする。	(5項) 削除	不要と判断
会費 (入会金) 新第11条	会員は随時理事会が決定する入会金を納付しなければならない。	会員は会員の種類に応じ理事会が決定する入会金を納付しなければならない。	「随時決定」は不正確であるため修正
(会費) 新第12条	会員は月額会費を納入しなければならない。会費は各会員の駐在員数および範疇に応じ総会において随時決定される	会員は会費を納入しなければならない。会費は会員の種類および各会員の登録人数に応じ理事会が決定するものとする。	「範疇」がわかりずらいいため「種類」に、「駐在員」とは限らないため「登録人数」に、それぞれ変更
(会費の納入) 新第13条	1項 入会金および月額会費の払い込み時期および方法は理事会により随時決定される。	入会金は入会時に支払うものとする。会費は事務局が6月末発行の請求書に基づき支払うものとする。	現状に即した文言に変更
	2項 会員が本会議所を脱会する際、その会員により(万一納付済みの場合)納付済み月額会費の一部が会員に返却され得る。その会員への返却金額は理事会により決定される。	(2項) 削除	現状返却はしていないため削除
	3項 入会金および月額会費金額にはGSTを含めない。理事会が決定した場合には、会員は法律によって定められる必要なGSTの額を支払わなければならない。(この場合のGSTとはGST法により課された物品・サービス税である。)会員により支払われるGSTは端数切り上げとする。	(3項) 削除	不要と判断。各会員に発行されるInvoiceに明記されている
理事会 新第14条	本会議所の管理、指揮および本会議所の財産事業運営の権限は理事会にあるものとする。理事会は本会則、法人化法規定およびその法規に準じて(本会則、法人化法および法律によって)権限が授与され、かつ、(本会則、法人化法およびその法規によって)本会議所総会によって行使されることを必要としないが本会則、法人化法規定およびその法規に準ずべき、全ての行為および事柄をなすことができる。	本会議所の権限、管理、運営は理事会に属する。理事会は、本会則、規制および法人化法の規定に従い、すべての権限を行使することができ、又、権限を行使しようとする指示を受けていない行為もしくは要求されていない行為、または総会において本会議所が行っていない行為を行うことができる。	わかりにくい表現のため簡素化
新第18条	2項 選挙告知および投票用紙は、毎年総会の30日以前に会員に送付され、会員は投票用紙を年次総会の21日以前に返送することとする。	選挙告知および投票用紙は、毎年総会の30日以前に会員に送付され、会員は年次総会の21日以前に投票することとする。	電子選挙に即した文言に修正
	3項 各会員は投票において理事会へ(自らを含み得る)14会員までの指名権を有する。各会員の指名投票数はその口数範疇に依る。各範疇に属する会員の投票権数は以下の通りである。 範疇(駐在員数) 票数 1 口会員(1-2名) - 1票 2 口会員(3-6名) - 2票 3 口会員(7名以上) - 3票	各会員は投票において理事会へ(自らを含み得る)14会員までの指名権を有する。各会員の指名投票数はその登録人数に依る。会員の投票権数は以下の通りである。 (登録人数) 票数 1 口会員(1-2名) - 1票 2 口会員(3-6名) - 2票 3 口会員(7名以上) - 3票	「口数範疇(駐在員数)」を「登録人数」に変更
(臨時欠員) 新第20条	理事会構成員がその任期中に死亡または無資格者となった場合は、その構成員が代表している会員法人は次回年次総会までその任務を遂行する代行者を任命することとする。	理事会構成員がその任期中に死亡または無資格者となった場合は、その構成員が代表している会員は次回年次総会までその任務を遂行する代行者を任命することができる。	任命できない場合もあるため「することとする」から「することができる」に表現を緩めた
理事会の議事 新第21条	理事会は本会則に準じ、事務処理のために会議、延会またはその裁量に基づきその他の会議を規定することができる。	理事会は本会則に準じ、会議や延期を決定することができる。	簡素化

新第22条	1項	理事会会議は何時でも以下の方法により召集され得る。 (a) 会頭による召集、または (b) 3名以上の理事会構成員が署名した書面による請求が事務局長宛てに送達された場合	理事会会議は何時でも以下の方法により召集され得る。 (a) 会頭による召集、または (b) 3名以上の理事会構成員が事務局長宛に開催を要請した場合	「書面による請求」「送達」を削除
	2項	理事会会議の通知は理事会の構成員全員に郵送、ファックスまたはEメールにてなされなければならない。通知は理事会構成員の通常の住所または事務局長に直近に知らされたその他の住所、ファックス番号またはメールアドレスに送信、送達または送付された場合において、理事会の当構成員に対し通知がなされたものとみなされる。	理事会会議の通知は理事会の構成員全員に郵送、Eメールにてなされなければならない。通知は理事会構成員の登録住所、またはメールアドレスに送信された場合において、理事会の当構成員に対し通知がなされたものとみなされる。	ファックスは削除
	3項	偶発的な会議の通知の脱漏または会議の通知が受領されなかった場合において、理事会の構成員は会議での議事を無効とはしない。	会議の通知が受領されなかった場合においても、理事会の構成員は会議での議事を無効とはしない。	わかりやすい表現に変更
新第23条	1項	理事会の会議すべてにおける定足数は理事会の構成員7名とし、同定足数が充たされていない場合は会議において議事の進行をすることはできない。	理事会の会議すべてにおける定足数は理事会の構成員半数とし、同定足数が充たされていない場合は会議において議事の進行をすることはできない。	理事会総数の増減に影響しない形で現状に即したものに 変更
	2項	通常理事会会議において、会員を代表している理事会構成員が出席不可能な場合は、その会員は自らを代表して理事会会議に出席し投票する代理人を任命することができる。	理事会会議において、会員は自らを代表して理事会会議に出席し投票する代理人を任命することができる。	わかりやすい表現に変更
	3項	会頭はその出席する全ての会議において議長を務める権限を有する。それが不可能な場合においては、議長の任務は副会頭がこれを務める。副会頭が欠席の場合は、出席している理事会の理事により選ばれた理事がこれを務める。	会頭はその出席する全ての会議において議長を務める権限を有する。会頭が欠席の場合は、議長の任務は副会頭がこれを務める。副会頭が欠席の場合は、出席している理事会の理事により選ばれた理事がこれを務める。	わかりやすい表現に変更
	4項	理事会の会議に提出された各議題は挙手(拍手等の賛否の意思表示も含む)によって決定され、出席している理事会各構成員は1票の議決権を持つ。賛否同数の場合は会議の議長が議決に投じた票とは別の決定票を有する。		英語版のみ変更あり
総会の議事運営 (議事) 新第32条	<p>年次総会における議事は以下が適用される。</p> <p>(a) 前会計年度の本会議所の運営に関する理事会の報告および適切に監査を受けた賃借対照表および収支決算書を受領し考慮する。</p> <p>(b) 本会則に規定された方法に従って選任された理事会構成員を発表する。</p> <p>(c) 次年度監査役を(存在する場合には)発表する。</p> <p>(d) 正規の通知のあった、または会議の議長において適宜であるその他の議事の進行を行う。</p> <p>年次総会において処理された他の全ての議事および臨時総会において処理された全ての議事(手続き上のものを除く)は特別議事であるとみなされる。</p>	<p>年次総会における議事は以下が適用される。</p> <p>(a) 前会計年度の本会議所の運営に関する理事会の報告および適切に監査を受けた賃借対照表および収支決算書を受領し承認する。</p> <p>(b)・(c)は変更なし</p> <p>(d) 正規に通知のあった議事、または会議の議長において適切であると判断されたその他の議事の進行を行う。</p> <p>法人化法および本会則の定めに従い、通常議事以外の議事は特別議事であるとみなされる。</p>	正しい表現に訂正 考慮→承認	
(議長) 新第35条	<p>会頭は本会議所の各総会において議長となる権限を有する。総会開催のため指定された時刻より15分以内に会頭が出席しない場合(または出席している場合は議長となる意志のない場合)、出席会員の中より同総会の議長を選出することとする。</p>	<p>会頭は本会議所の各総会において議長となる権限を有する。総会開催のため指定された時刻より15分以内に会頭が出席しない場合(または出席している場合でも議長となる意志のない場合)、副会頭がその総会の議長を務める。また、副会頭も指定された時刻より15分以内に出席しない場合(または出席している場合でも議長となる意志のない場合)、理事の中から当該総会の議長を選出する。</p>	具体的な役職(副会頭、理事)を追加	
(延会) 新第36条	<p>総会の議長は定足数を充たす会議の同意を得てその会議の日時、場所に関して延期することができる。しかし、延期された総会において残された議事以外の議事は延期後の総会においては進行されないものとする。総会が30日以上延期された場合、もとの会議と同様に延期された会議の通知がなされなければならない。延期、または延期された総会において進行される議事の通知は必要とはされない。</p>	<p>総会の議長は定足数を充たす総会での同意を条件に、その総会を延期することができる。但し、不可抗力事由による総会の延期はその限りではない。又、総会が30日以上延期される場合には、延期後に新たに開催される総会に関し、事務局より総会招集の通知がなされることとする。</p>	不可抗力事由による総会の延期を追加	

<p>(投票) 新第37条</p>	<p>全ての総会において会議の票決に付された決議は、投票が(挙手結果宣言またはそれ以前に)以下の者によって要求されない場合、挙手の方法によって決定されるものとする。</p> <p>(a) 総会の議長または (b) 最低5人以上の会員</p> <p>投票が要求されない限り、挙手によって決議が可決された、または全会一致で可決された、または特定多数によって可決された、または否決されたとの総会議長による宣言およびその旨の本会議所の議事録への記録は、その決議に関して記録された賛成または反対の票数または割合を示す証拠のない限り事実に関する確定証拠となる。投票実施要求は撤回され得るものとする。</p>	<p>全ての総会において会議の票決に付された決議は、投票が以下の者によって要求されない場合、挙手または拍手の方法によって決定されるものとする。</p> <p>(a) 総会の議長または (b) 最低5人以上の会員</p> <p>投票が要求されない限り、挙手、または拍手によって決議が可決された、または全会一致で可決された、または特定多数によって可決された、または否決されたとの総会議長による宣言およびその旨の本会議所の議事録への記録は、その決議に関して記録された賛成または反対の票数または割合を示す証拠のない限り事実に関する確定証拠となる。投票実施要求は撤回され得るものとする。</p>	<p>現実に即した方法(拍手)を追記</p> <p>現実に即した方法(拍手)を追記</p>
<p>新第38条</p>	<p>投票の要求が適当になされた場合、直ちに休憩後、延会後または会議の議長が指定する方法で投票が行われ、投票の結果はその会議の決議となる。しかし延会の問題に関して要求された投票は直ちにされるものとする。会議の議長の選出に関して、投票は要求され得ないものとする。</p>	<p>投票の要求が適当になされた場合、会議の議長が指定する方法で投票が行われ、投票の結果はその会議の決議となる。</p>	<p>わかりやすく簡素化</p>
<p>新第39条</p>	<p>代表者あるいは代理人によって総会に出席している各会員は挙手による投票によることを問わず一議決権を有する。賛否同数の場合は挙手による投票によることを問わずその議決が取り行われた会議の議長が議決に投じた票とは別の決定票を投じる権限を有する。</p>	<p>代表者あるいは代理人によって総会に出席している各会員は挙手または拍手による投票によることを問わず一議決権を有する。賛否同数の場合は挙手または拍手による投票によることを問わずその議決が取り行われた会議の議長が議決に投じた票とは別の決定票を投じる権限を有する。</p>	<p>現実に即した方法(拍手)を追記</p>
<p>監事 新第43条</p>	<p>2項 監事の選出方法は随時臨時理事会によって決定される。</p>	<p>監事の選出方法は理事会によって決定される。</p>	<p>現実的な方法に修正</p>
<p>財務 新第45条</p>	<p>事務局長または理事会が当目的のために任命するその他の者は以下の職務をなす。 (b) 理事会の指示に従って勘定の支払いをなすこと。</p>	<p>(b) 理事会の指示に従って支払義務を遂行すること。</p>	<p>(b)のみ変更 適切な表現に修正</p>
<p>資金 新第47条</p>	<p>理事会は本会議所のためまたは本会議所を代理して理事会が適宜となす方法において資金を募ることができる。これは、入会金および会費の徴収、寄付金の募集および会員またはその他の者または団体により、本会議所の資産に対する担保を設けるか否かにかかわらず借入れをなすことを含む。ただし会員よりの借入金に関しては本会議所によって支払われる利率は、本会議所が指定する銀行定期預金に支払われる最低利率をいかなる場合にも超えないものとする。</p>	<p>理事会は本会議所のためまたは本会議所を代理して理事会が適切とみなす方法において資金を募ることができる。これは、入会金および会費の徴収、寄付金の募集および会員またはその他の者または団体により、本会議所の資産に対する担保を設けるか否かにかかわらず借入れをなすことを含む。ただし会員からの借入金に関しては本会議所が負担する利率は、本会議所が指定する銀行定期預金に支払われる最低利率をいかなる場合にも超えないものとする。</p>	<p>適切な表現に変更 適宜となす→適切とみなす 利子→利率</p>
<p>新第48条</p>	<p>理事会は本会議所の資金を理事会が適宜となす方法および期間において投資することができ、理事会が適宜とするに応じて投資の一部または全部を換金または投資を変更することができる。</p>	<p>理事会は本会議所の資金を理事会が適切とみなす方法および期間において投資することができ、理事会が適切と判断した場合、投資の一部または全部を換金または投資を変更することができる。</p>	<p>適切な表現に変更 適宜となす→適切とみなす</p>
<p>法人印 新第49条</p>	<p>1項 理事会は本会議所の法人印を準備および採用し、また適時処分し新たな法人印に代える権限を有する。法人印は理事会の適時の定めに応じて保管および管理されるものとする。</p>	<p>理事会は本会議所の法人印を準備および採用し、また適時処分し新たな法人印に代える権限を有する。法人印は理事会の定めに応じて保管および管理されるものとする。</p>	<p>適時の定め→定めに変更</p>
<p>新第51条</p>	<p>1項 本会議所の会計その他のいかなる記録(本会則、総会の議事録および総会で提出された財務諸表、および第52条2項を条件として理事会の議事録を含む)も、しかるべき時間に会員が閲覧できるようにするものとする。会員はまた、理事会への書面による要請を以て本会則および総会の議事録の写しを得る資格を有する。</p>	<p>本会議所の会計その他のいかなる記録(本会則、総会の議事録および総会で提出された財務諸表、および第51条2項を条件として理事会の議事録を含む)も、会員が閲覧できるようにするものとする。会員はまた、理事会への書面による要請を以て本会則および総会の議事録の写しを得る資格を有する。</p>	<p>「しかるべき時間」を削除</p>
<p>新第52条</p>	<p>最低毎年一度、本会議所の会計は、監事による審査および監査を受けるものとする。</p>	<p>毎年一度、本会議所の会計は、監事による審査および監査を受けるものとする。</p>	<p>「最低」は不要と判断、削除</p>
<p>記録の保管 新第53条</p>	<p>本会則で異なる旨定めるものの他、事務局長は本会議所の全ての記録、書類および有価証券を保管またはそのもとで管理することとする。また、本会議所の理事会および総会の議事録の作成、保管も事務局長の義務とする。</p>	<p>他に定めが無い限り、事務局長は本会議所の全ての記録、書類および有価証券を保管またはそのもとで管理することとする。また、本会議所の理事会および総会の議事録の作成、保管も事務局長の義務とする。</p>	<p>わかりにくい表現を修正</p>

<p>通知 新第54条</p>	<p>1項 法人化法または本則上、会員になされることが要求されている全ての通知は：</p> <p>(a) 会員名簿上記録された住所に配達すること、</p> <p>(b) 事務局長に直近に知らされた会員のメールアドレス宛に送信すること、</p> <p>(c) 事務局長に直近に知らされた会員のファックス番号にファクシミリによって送達すること、または</p> <p>(d) 会員宛てにその名簿上の住所に料金前払い封筒にて郵送することによってなされ得ることとする。</p> <p>Eメール送信またはファクシミリ送達による通知はEメール送信またはファクシミリ送達となされた時点で通知がなされたものとみなされる。郵送された通知は投函より24時間後に送達となされたものとみなされ、通知の入った封筒または包みが適当な宛先を記載し、投函されたとの証明が送達の証明に関して十分な証拠となるものとする。</p>	<p>(c) 削除</p> <p>Eメール送信による通知はEメール送信がなされた時点で通知がなされたものとみなされる。郵送された通知は投函より24時間後に送達となされたものとみなされ、通知の入った封筒または包みが適当な宛先を記載し、投函されたとの証明が送達の証明に関して十分な証拠となるものとする。</p>	<p>ファックスは使用しないため削除</p> <p>ファックスは使用しないため削除</p>
	<p>2項 会員がヴィクトリア州内に名簿上の住所を持たない場合、または本会議所会員がその名簿上の住所に所在しないと善意で信じる理由を有し、本会議所がその後同会員の居所に関して同会員の名簿上の住所において調査を行い、調査の結果回答が得られない場合または会頭が同会員の現在の居所が不明であると示す場合、同会員が名簿上の住所での居住を再開した旨を本会議所に知らせた場合または本会議所が通知を送達し得るヴィクトリア州内の新しい住所を本会議所に知らせる(同新住所は同会員の名簿上の住所とみなされる)場合以外は以後の通知全ては通知を事務局において指示することによって(同48時間の開始時に)通知がなされたものとする。</p>	<p>削除</p>	<p>弁護士と確認の上不要と判断、削除</p>
<p>財産運用 新第55条</p>	<p>本会議所の収入および財産はこれが生じた時は本会議所のためにのみ運用されることとし、配当、賞与、その他の利益の形によってこれを直接的または間接的であるを問わず会員あるいは理事会に対して支払われる、または譲渡されることは許されないものとする。但し、本会議所の会員、役員、その他の者に対して本会議所に実際になされた奉仕または通常の業務において供給された物品に関する相当かつ適正な報酬の善意による支払いはこれによって妨げられないものとし、また本会議所の会員または役員より借入れされた金銭にかかる利息(本会議所が指定する銀行定期預金に支払われる最低利率を超えない利率でなければならない)の支払いは妨げられないものとする。</p>	<p>本会議所の収入および財産はこれが生じた時は本会議所のためにのみ運用されることとし、配当、賞与、その他の利益の形によってこれを直接的または間接的であるを問わず会員あるいは理事会に対して支払われる、または譲渡されることは許されないものとする。但し、本会議所の会員、その他の者に対して本会議所に実際になされた奉仕または通常の業務において供給された物品に関する相当かつ適正な報酬の善意による支払いはこれによって妨げられないものとし、また本会議所の会員より借入れされた金銭にかかる利率(本会議所が指定する銀行定期預金に支払われる最低利率を超えない利率でなければならない)の支払いは妨げられないものとする。</p>	<p>「役員」も「会員」であるため重複、「役員」を削除</p>
<p>損失補償 新第57条</p>	<p>2項 第58条1項に加え、本会議所の役員または本会議所によって雇用あるいは業務従事されたいかなる者も本会議所の業務の運営または職務の遂行に際して生じた責任に関して理事会が適当であるとする場合、必要な程度に応じて本会議所の資産から損失補償を受けることができるものとする。</p>	<p>第57条1項に加え、本会議所によって雇用あるいは業務従事されたいかなる者も本会議所の業務の運営または職務の遂行に際して生じた責任に関して理事会が適当であるとする場合、必要な程度に応じて本会議所の資産から損失補償を受けることができるものとする。</p>	<p>「本会議所の役員」、を削除</p>
	<p>3項 本会則においては</p> <p>(a) 「役員」とは以下の者を意味する。</p> <p>(i) 会頭、副会頭、理事会構成員および事務局長または</p> <p>(ii) 本会議所の明示の要求に基づいて任命された受託者または受託者として行為をなす者または</p> <p>(iii) 監事および前役員</p> <p>(iv) 「職務」とは役員の資格を問わず、本会議所により他の組織に指名、任命または派遣されたことにより生じる職務をも含むこととする。</p>	<p>第57条において</p> <p>(a) 「役員」とは以下の者を意味する。</p> <p>(i) 会頭、副会頭、理事会構成員および事務局長または</p> <p>(ii) 前会頭、前副会頭、前理事会構成員および前事務局長</p> <p>(iii) 「職務」とは役員の資格を問わず、本会議所により他の組織に指名、任命または派遣されたことにより生じる職務をも含むこととする。</p>	<p>役員定義を修正</p>

定義 新第59条			
	<p>(1) 本会則においては内容または文脈上矛盾しない限り以下の語句はそれぞれにあてがわれた意味を有するものとする。</p> <p>(a) 「法人化法」とは、2012年団体法人設立改革法（The Associations Incorporation Reform Act 2012）を意味する。</p> <p>(b) 「理事会」とは会則第16条および第17条に準じて構成、選任された本会議所の運営を担う理事会を意味する。</p> <p>(c) 「会計年度」とは、毎年6月30日に終了する連続した12ヶ月の期間を意味する。</p> <p>(d) 「日系法人」とは、日本国において法人格を有するか否かにかかわらず設立あるいは法人化組織された会社、法人、企業または他の団体およびかかる会社、法人、企業、団体の関連法人のことを意味する。</p> <p>(e) 「JETRO」とは、日本貿易振興機構（ジェトロ）のことを意味する。</p> <p>(f) 「会員」とは、本会議所の会員を意味する。</p> <p>(g) 「月」とは、暦上の月を意味する。</p> <p>(h) 「非日系企業」とは、日本国以外で法人格を有するか否かにかかわらず設立あるいは法人化組織された会社、法人、企業または他の団体のことを意味する。</p> <p>(i) 「事務局」とは、逐次変更される事務局長の勤務先住所を意味する。</p> <p>(j) 「名簿上の住所」とは、本会議所の会員名簿上に示された会員の住所を意味する。</p> <p>(k) 「本会則」とは、逐次変更または追加される本会則を意味し、数字によって会則に言及されている場合はその言及は本会則に含まれるその数字の会則への言及とする。</p> <p>(l) 「書面」とは、印刷、タイプ、リトグラフおよび語句を目に見える形で再生するその他の手段を含む。</p>	<p>(1) 本会則においては内容または文脈上矛盾しない限り以下の語句はそれぞれにあてがわれた意味を有するものとする。</p> <p>(a) 「法人化法」とは、2012年団体法人設立改革法（The Associations Incorporation Reform Act 2012）を意味する。</p> <p>(b) 「理事会」とは会則第15条および第16条に準じて構成、選任された本会議所の運営を担う理事会を意味する。</p> <p>(c) 「会計年度」とは、毎年6月30日に終了する連続した12ヶ月の期間を意味する。</p> <p>(d) 「JETRO」とは、日本貿易振興機構（ジェトロ）のことを意味する。</p> <p>(e) 「会員」とは、本会議所の会員を意味する。</p> <p>(f) 「月」とは、暦上の月を意味する。</p> <p>(g) 「事務局」とは、逐次変更される事務局長の勤務先住所を意味する。</p> <p>(h) 「名簿上の住所」とは、本会議所の会員名簿上に示された会員の住所を意味する。</p> <p>(i) 「本会則」とは、逐次変更または追加される本会則を意味し、数字によって会則に言及されている場合はその言及は本会則に含まれるその数字の会則への言及とする。</p> <p>(j) 「書面」とは、印刷および語句を目に見える形で再生するその他の手段を含む。</p> <p>(k) 「不可抗力事由」とは、予測不能、かつ本会議所または会員による支配を超えて支配不能な事象（洪水、火災その他の自然災害、戦争、侵略、ストライキまたは労働争議を含むが、これらに限られない。）を意味する。</p>	<p>「日系」「非日系」の定義があいまいであり、またJCの現状に即していないため削除。</p> <p>「日系」「非日系」の定義があいまいであり、またJCの現状に即していないため削除。</p> <p>現状に即していないため、タイプ、リトグラフを削除</p> <p>不可抗力事由を追加</p>
	<p>(2) 本会則においては、</p> <p>(a) 法人化法によって特別な意味が与えられた語句は本会則においても同じ意味を持つものとする。</p> <p>(b) 法人化法またはいかなる条文への言及は、かような言及に「またはあらゆる法改正またはこれに代わるあらゆる法律条項」という語句が加えられたかの如く読まれることとする。</p>	<p>(d) 削除</p> <p>(h) 削除</p> <p>(b) 削除</p>	<p>不要と判断</p>